

教 総 第1478号
平成23年3月30日

各課所館長 様

教 育 長

修学部分休業の運用について（通知）

職員の修学部分休業に関する条例（平成23年埼玉県条例第9号）の施行に伴い、その運用を下記のとおり定めたので通知します。

記

- 1 任命権者は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の2の規定により修学部分休業制度が導入された趣旨を踏まえ、できる限り承認するよう努めるものとする。
- 2 法第26条の2第1項の「公務の運営」の支障の有無の判断に当たっては、修学部分休業の申請に係る期間について、当該申請をした職員の業務の内容及び業務量、業務分担の変更、非常勤職員の採用等当該申請をした職員の業務を処理するための措置の可否等を総合して行うものとする。
- 3 法第26条の2第1項の「公務に関する能力の向上に資する」とは、職員の能力の向上のうち、公務能率の向上に資するものであり、極めて個人的な欲求・好奇心に基づく研究などはこれに該当しない。
- 4 職員の修学部分休業に関する条例（平成23年埼玉県条例第9号）第2条第1項の「修学のため必要とされる時間」として勤務しない時間については、日単位又は時間単位で取得することが可能であること。
- 5 修学部分休業の承認を申請しようとする職員は、原則として修学を希望する教育施設に申込みをする前に修学部分休業申出書（様式第1号）を所属長に提出すること。
- 6 任命権者は、職員から修学部分休業の承認の申請があった場合には、速やかにその承認の可否を修学部分休業承認（不承認）決定通知書（様式第2号）により、当該申請をした職員に通知すること。
- 7 修学部分休業は、職員に幅広い能力開発を促す自己啓発の機会を提供することを

目的とし、その結果を職務復帰後に何らかの形で公務へ還元することにより公務の能率的な運営に資することを期待するものであることから、退職準備又は転職準備を目的とし、修学部分休業期間中又は修学部分休業終了後間もなく離職するような場合には承認しないことが適当であること。

- 8 修学部分休業は、平常勤務に従事したまま修学することが困難な職員について、職員の1週間当たりの勤務時間の2分の1を超えない範囲内で職務に従事しないことを可能とする制度であるため、原則として、勤務時間外で対応が可能である夜間において教育を行う課程や通信による教育を行う課程は対象外とすること。

担 当 総務課 人事担当

松本・矢島

電 話 048-830-6622

FAX 048-830-4950

修学部分休業申出書

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

所属所名

職 名 氏 名印

次のとおり修学部分休業の承認申請をする予定ですので、申し出ます。

1 教育施設名

2 通学時間(職場～教育施設)

時間 分

3 修学内容等

4 申請予定期間

年 月 日から 年 月 日まで

5 休業予定時間

		年 月 日から		年 月 日まで	
毎 日	時 分～	時 分	水	時 分～	時 分
月	時 分～	時 分	木	時 分～	時 分
火	時 分～	時 分	金	時 分～	時 分
		年 月 日から		年 月 日まで	
毎 日	時 分～	時 分	水	時 分～	時 分
月	時 分～	時 分	木	時 分～	時 分
火	時 分～	時 分	金	時 分～	時 分
		年 月 日から		年 月 日まで	
毎 日	時 分～	時 分	水	時 分～	時 分
月	時 分～	時 分	木	時 分～	時 分
火	時 分～	時 分	金	時 分～	時 分
		年 月 日から		年 月 日まで	
毎 日	時 分～	時 分	水	時 分～	時 分
月	時 分～	時 分	木	時 分～	時 分
火	時 分～	時 分	金	時 分～	時 分

6 備考

- (注) 1 この申出書には、この申出に係る修学内容等の概要が分かる書類を添付すること(写しでも可)。
2 「3 修学内容等」欄は、修学内容及び修学によりどのような公務に関する能力の向上を考えているかを記入すること。
3 「5 休業予定時間」欄は、申請予定期間の全期間又は休業時間の見込みが確定している期間について記入すること。

修学部分休業承認 (不承認) 決定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県教育委員会

年 月 日付けで申し出のあった修学部分休業の申請については、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 承認・不承認の別

2 承認期間及び時間

承認期間	年 月 日から			年 月 日まで		
休業時間	年 月 日から			年 月 日まで		
	毎 日	時 分～ 時 分	水	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分	時 分
	月	時 分～ 時 分	木	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分	時 分
	火	時 分～ 時 分	金	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分	時 分
	年 月 日から			年 月 日まで		
	毎 日	時 分～ 時 分	水	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分	時 分
	月	時 分～ 時 分	木	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分	時 分
	火	時 分～ 時 分	金	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分	時 分
	年 月 日から			年 月 日まで		
	毎 日	時 分～ 時 分	水	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分	時 分
	月	時 分～ 時 分	木	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分	時 分
	火	時 分～ 時 分	金	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分	時 分
	年 月 日から			年 月 日まで		
	毎 日	時 分～ 時 分	水	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分	時 分
	月	時 分～ 時 分	木	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分	時 分
	火	時 分～ 時 分	金	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分	時 分